

第26回 宮城県介護支援専門員実務研修受講試験のご案内

I 試験の概要

- 1 試験期日 令和5年10月8日（日） 試験開始時間 午前10時（予定）
- 2 会場 試験会場は、仙台市内の大学などを予定
※指定の試験会場は、受験票に記載します。受験票で指定された試験会場以外での受験はできませんので、必ず受験票で会場名を確認願います。
- 3 受付期間 令和5年6月1日（木）～6月26日（月）（当日消印有効）
※簡易書留による郵送のみ（持込不可）
- 4 受験手数料 12,400円（消費税含）

5 受験資格

- （1） 法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が5年以上かつ900日以上ある方
- （2） 施設等において法により必置とされる相談援助業務に従事した期間が5年以上かつ900日以上ある方

<留意点>

提出いただいた受験申込書類に基づき、受験資格の有無を審査します。電話等による問い合わせでは回答できません。詳しくは、6月配布の「試験案内」で確認してください。

重 要

6 試験案内入手方法

- （1）**郵送による取り寄せ**（1人2冊まで）
 - 試験案内を希望する方は、「返信用封筒」に宛先を明記し、冊数に応じた切手を貼付した封筒を試験実施本部まで郵送してください。
 - 令和5年5月15日（月）～令和5年6月21日（水）※必着
 - 試験案内は、令和5年6月1日（木）以降に順次発送します。
 - 郵便の遅れ、不着、宛先不明等により、発送できない場合があります。郵送後1週間経過しても届かない場合には、試験実施本部へお問い合わせください。
- （2）**宮城県庁1階総合案内で配布**（1人2冊まで）
 - 令和5年6月1日（木）から6月26日（月）
 - （閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

7 問合せ先

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修受講試験実施本部

電話：022-216-5382 ※午前9時から午後5時まで（土・日曜・祝日を除く）

<第26回 介護支援専門員実務研修受講試験案内の請求方法>

【ステップ1】用意する物

- ・角2号封筒…2通
- ・切手…請求用封筒：120円分
返信用封筒：下記のとおり

⚠ 注意

・封筒は必ず角2号封筒（A4の書類が入るサイズ）をご準備ください。サイズが違う場合、切手料金が変わります。

希望冊数	返信用封筒（角2号封筒）に貼付する切手の金額	
	通常料金	速達料金
1冊	250円	510円（通常250円＋速達260円）
2冊	390円	740円（通常390円＋速達350円）

【ステップ2】 返信用封筒の作成

切手 ▶

〒000-0000

〇〇市〇〇町〇〇-〇

萩野 青葉 様

ケアマネ試験案内〇冊希望

自身（請求者）の郵便番号、住所、氏名を記入
※宛ではなく、様と記入してください。

希望冊数を記入

【ステップ3】 請求用封筒の作成

120円 切手

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目1番6号
宮城県本町第3分庁舎2階
宮城県社会福祉協議会
介護支援専門員実務研修受講試験
実施本部 宛

表面例

送付先の郵便番号、住所、宛先を記入

自身（請求者）の郵便番号、住所、氏名を記入

裏面例

〒000-0000

〇〇市〇〇町〇〇-〇

萩野 青葉

【ステップ4】 請求用封筒に返信用封筒を入れ、送付する

<送付先> 〒980-0014
仙台市青葉区本町三丁目1番6号 宮城県本町第3分庁舎2階
宮城県社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修受講試験実施本部 宛

- ※ 本会からの郵送は、令和5年6月1日（木）以降となります。
- ※ 郵便の遅れ、不着、宛先不明等により、発送できない場合もありますのでご注意ください。
- ※ 到着までに日数を要しますので、期間に余裕をもって請求願います。
- ※ 請求用封筒が切手不足で届いた場合は、受取拒否させていただきます。
- ※ 返信用封筒が切手不足の場合、本部で立て替えますので、後日、未使用切手を返送してください。

Ⅱ 受験資格

1 受験地が宮城県であること

- (1) 申込時点で、受験資格に該当する業務に従事し、その勤務地が宮城県内であること。
- (2) 申込時点で、受験資格に該当する業務に従事していないが、住所地が宮城県内であること。

現在（申込時点）の業務	勤務地・住所地	受験地
・受験資格の対象業務で働いている	宮城県内で勤務	○ 宮城県…（１）
	宮城県以外で勤務	× 勤務先の県
・働いているが、受験資格の対象業務ではない ・無職である	宮城県内在住	○ 宮城県…（２）
	宮城県外在住	× 住所地の県

2 試験対象者であること

下表①または②の実務経験を満たしており、同時に、要援護者に対する直接的な対人援助が、その方の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

そのため、当該資格を有しながら、要援護者に対する直接的な対人援助ではない研究事業・教育・営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。

受験資格区分（資格・業務内容等）		必要な実務経験期間・日数
①	【別表１】に定める法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	<u>従事期間が通算して５年以上、かつ従事日数が９００日以上</u> ※１ 上記に該当する者の当該業務従事期間とは、当該資格の<u>登録日以降の期間</u>であること ※２ ①～②の業務に従事した場合、そのすべての期間が通算できます。 例) ① 法定資格に基づく業務、介護業務 ２年（３５０日） (介護福祉士資格取得後、登録) + ② 相談援助業務 ３年（５５０日） ↓ ①+② ５年（９００日）
②	【別表２】に定める相談援助業務の従事者が、当該業務に従事した期間	

※１ これら①～②の要件は、**試験日の前日（１０月７日（土））までに満たせばよいもの**とします。

この場合は、「実務経験証明書」の証明内容を「見込み」で提出することで、受験は可能です。

※２ 「従事日数」とは、実際に要援護者に対する直接的な援助の業務に従事した日数をいいます。休日・休暇（産前・産後・育児）・病気・出張・研修・休職等で相談援助・介護等の業務に従事しなかった日は、従事日数に含まれません。

【別表1】 法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事する者

※試験対象者となる法定資格及び受験資格コード

受験資格 コード番号	資 格
0001	医師
0002	歯科医師
0011	薬剤師
0012	保健師
0013	助産師
0014	看護師
0015	准看護師
0016	理学療法士
0017	作業療法士
0018	あん摩マッサージ指圧師
0019	はり師
0020	きゅう師
0021	栄養士（管理栄養士含む）
0022	義肢装具士
0023	言語聴覚士
0024	歯科衛生士
0025	視能訓練士
0026	柔道整復師
0031	社会福祉士
0032	介護福祉士
0033	精神保健福祉士

重要

- ① 算入できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。
 - ② 業務については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。
- ※上記の法定資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助ではない教育業務、研究業務、営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。

例：平成25年4月1日付けで介護老人保健施設に介護福祉士として採用

平成25年4月13日に介護福祉士資格取得（資格登録）

この場合、「介護福祉士」の**実務経験と認められるのは、資格を取得した平成25年4月13日から**です。実務経験証明書は、「免許等の登録日」以降の期間を証明してください。

【別表2】 相談援助業務に従事する者

※次に掲げる施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者

0041	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
0042	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
0043	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
0044	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
0045	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
0046	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
0047	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
0048	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
0049	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する 主任相談支援員